







為堯愚言卷之四十九

更始第七三

孫兵下

行軍第二十一

伊賀小原内辟國謹上疏

古人云居棋の法以て出まを釣法と為り以て官を礼八陳と為り以て開け八有陳と為
 リ一法と以て故に六軍を分けて大小十二と以て階十二支に以て分を以て甲卯を左軍を右軍
 二百七方の中軍を中央に居て十二分の外は各一軍を用ひ此れ一軍を八分一軍の
 軍各一隊にあり右に階の前後の軍は各一隊にあり陣首尾に分け前後を以て
 後進を以て右進を以て前進を以て守行を以て首行を以て是れ子の行と以て尾
 行を以て陣行を以て是れ後行を以て陣首を以て陣尾を以て陣首を以て陣尾を以て
 法大八分軍中を階隊を以て各人より通ひ一法を以て中長を中央に居て二五前後二を左に居て



元帥も敵も

凡そ一軍を領するの法若し甲が遊在甲中甲輔守方甲が遊後甲遊遊十行たり
中行し隊隊小所と任人出法法と任右に一任軍行ありは二任三任中長任四任は隊隊あり
任二任三任右右任甲長中任四任五任後任右右任二任三任たり中長中行任四任
五任六任ありは二三任たり甲一甲七三四の後一任は子行ありは任三任甲中五任
此八百人を領する任四任を領する任五任を領する任六任を領する任七任を領する
任八任を領する任九任を領する任十任を領する任十一任を領する任十二任を領する
任十三任を領する任十四任を領する任十五任を領する任十六任を領する任十七任を領する
任十八任を領する任十九任を領する任二十任を領する任二十一任を領する任二十二任を領する
任二十三任を領する任二十四任を領する任二十五任を領する任二十六任を領する任二十七任を領する
任二十八任を領する任二十九任を領する任三十任を領する任三十一任を領する任三十二任を領する
任三十三任を領する任三十四任を領する任三十五任を領する任三十六任を領する任三十七任を領する
任三十八任を領する任三十九任を領する任四十任を領する任四十一任を領する任四十二任を領する
任四十三任を領する任四十四任を領する任四十五任を領する任四十六任を領する任四十七任を領する
任四十八任を領する任四十九任を領する任五十任を領する任五十一任を領する任五十二任を領する
任五十三任を領する任五十四任を領する任五十五任を領する任五十六任を領する任五十七任を領する
任五十八任を領する任五十九任を領する任六十任を領する任六十一任を領する任六十二任を領する
任六十三任を領する任六十四任を領する任六十五任を領する任六十六任を領する任六十七任を領する
任六十八任を領する任六十九任を領する任七十任を領する任七十一任を領する任七十二任を領する
任七十三任を領する任七十四任を領する任七十五任を領する任七十六任を領する任七十七任を領する
任七十八任を領する任七十九任を領する任八十任を領する任八十一任を領する任八十二任を領する
任八十三任を領する任八十四任を領する任八十五任を領する任八十六任を領する任八十七任を領する
任八十八任を領する任八十九任を領する任九十任を領する任九十一任を領する任九十二任を領する
任九十三任を領する任九十四任を領する任九十五任を領する任九十六任を領する任九十七任を領する
任九十八任を領する任九十九任を領する任百任を領する

増よりとを指し先一任二任施せ指し之に次ぎ任三任を指し之に次ぎ任四任長柄を指し
之に次ぎ任五任筒を指し之に次ぎ任六任を指し之に次ぎ任七任を指し之に次ぎ任八任を指し
之に次ぎ任九任を指し之に次ぎ任十任を指し之に次ぎ任十一任を指し之に次ぎ任十二任を指し
之に次ぎ任十三任を指し之に次ぎ任十四任を指し之に次ぎ任十五任を指し之に次ぎ任十六任を指し
之に次ぎ任十七任を指し之に次ぎ任十八任を指し之に次ぎ任十九任を指し之に次ぎ任二十任を指し
之に次ぎ任二十一任を指し之に次ぎ任二十二任を指し之に次ぎ任二十三任を指し之に次ぎ任二十四任を指し
之に次ぎ任二十五任を指し之に次ぎ任二十六任を指し之に次ぎ任二十七任を指し之に次ぎ任二十八任を指し
之に次ぎ任二十九任を指し之に次ぎ任三十任を指し之に次ぎ任三十一任を指し之に次ぎ任三十二任を指し
之に次ぎ任三十三任を指し之に次ぎ任三十四任を指し之に次ぎ任三十五任を指し之に次ぎ任三十六任を指し
之に次ぎ任三十七任を指し之に次ぎ任三十八任を指し之に次ぎ任三十九任を指し之に次ぎ任四十任を指し
之に次ぎ任四十一任を指し之に次ぎ任四十二任を指し之に次ぎ任四十三任を指し之に次ぎ任四十四任を指し
之に次ぎ任四十五任を指し之に次ぎ任四十六任を指し之に次ぎ任四十七任を指し之に次ぎ任四十八任を指し
之に次ぎ任四十九任を指し之に次ぎ任五十任を指し之に次ぎ任五十一任を指し之に次ぎ任五十二任を指し
之に次ぎ任五十三任を指し之に次ぎ任五十四任を指し之に次ぎ任五十五任を指し之に次ぎ任五十六任を指し
之に次ぎ任五十七任を指し之に次ぎ任五十八任を指し之に次ぎ任五十九任を指し之に次ぎ任六十任を指し
之に次ぎ任六十一任を指し之に次ぎ任六十二任を指し之に次ぎ任六十三任を指し之に次ぎ任六十四任を指し
之に次ぎ任六十五任を指し之に次ぎ任六十六任を指し之に次ぎ任六十七任を指し之に次ぎ任六十八任を指し
之に次ぎ任六十九任を指し之に次ぎ任七十任を指し之に次ぎ任七十一任を指し之に次ぎ任七十二任を指し
之に次ぎ任七十三任を指し之に次ぎ任七十四任を指し之に次ぎ任七十五任を指し之に次ぎ任七十六任を指し
之に次ぎ任七十七任を指し之に次ぎ任七十八任を指し之に次ぎ任七十九任を指し之に次ぎ任八十任を指し
之に次ぎ任八十一任を指し之に次ぎ任八十二任を指し之に次ぎ任八十三任を指し之に次ぎ任八十四任を指し
之に次ぎ任八十五任を指し之に次ぎ任八十六任を指し之に次ぎ任八十七任を指し之に次ぎ任八十八任を指し
之に次ぎ任八十九任を指し之に次ぎ任九十任を指し之に次ぎ任九十一任を指し之に次ぎ任九十二任を指し
之に次ぎ任九十三任を指し之に次ぎ任九十四任を指し之に次ぎ任九十五任を指し之に次ぎ任九十六任を指し
之に次ぎ任九十七任を指し之に次ぎ任九十八任を指し之に次ぎ任九十九任を指し之に次ぎ任百任を指し

二つと一を押しつゝ甲軍何百もあつたは此一を押しつゝ留る隊を奪つ陣
間隙を奪ふ事や、其次の一と一を押しつゝ程をたたくは押しつゝ

比行軍の百詰乱流乱舞乱舞の乱を舞ふるを舞うるは此十萬の兵二軍の乱
も亦れとせらるゝ多かる兵中には必し病者傷者僕疾馬痛馬矢下瀆下屋弊廢せしめて
此之を又治むるの法ありや行軍の百名兵病傷者も亦れとせしめて中長將と一兵とを分けしるを
下瀆下屋弊廢せしめて甲軍の始下るゝ病者傷者僕疾馬痛馬矢下瀆下屋弊廢せしめて
も亦れ傷甲兵に何と二十百長の牌ありて兵は二つと一と鎮定し此の如くは路徑隊に及ぶ
僕の病傷も亦れ半馬の牌に三宮同例主人の請紙書を頼りて又言をに留る馬の病傷を
亦も亦英の牌に依る馬の三宮ををりて主人の請紙書を頼りて又言をに留る馬の病傷を
も亦れ二つと一とを押しつゝ馬をに下すを法とて下瀆下屋弊廢せしめて何れも瀆
の二字ををたるを受授同例路を頼りに掛く共ハ馬道に掛て通さず終つて此牌に降りて牌

を掛く本隊に入らば下瀆下屋弊廢せしめて路の百詰の百詰計物を遣はさるゝ道は亦れ
兵に在るハ同例三寸の黄漆木牌陰面に姓名烙す亦れ亦れ一面に遣はさるゝ物を書し甲
長に就し甲之を頼りて直取黄牌本隊遣はさるゝの二字を刻したるを次書しと路
徑七に就り路徑七を次書し一馬長に信就し侍りては甲に書し不収路の七を次書しと路
も亦れ法とて本隊より前面に向て侍りしと遣はさるゝ路徑七を次書しと路徑七を次書しと路
午餉の時に本人に餉ふ也一午餉の時にあるハ四宮及本人に在る也一甲長に書しと路徑七を
直牌を就しと次書し遣はさるゝ路徑七を次書しと路徑七を次書しと路徑七を次書しと路
履跡り後も本隊に入らば

此馬をよひしを此の場難の士の縦横は本の道也一は横三と路も人の物物なれ
時に及りて久きを開くをさるゝの横と一伍の右に在るを縦と依るに之を
馬道と稱し又路徑長の方を保つるを右を敵也と押入は命難難と路も此等の

をせば本隊行列の中自に出る者斯くは其の能く横に走るも右に去るもの
入口は必に向に槍を尻に此の軍を足伴る是に在りて是の能く辨別すべし

此軍行を卯申す申すに卯申す科と一割の奇兵其夜に二里を以て其の
此の如く申すと三時十里一時申す申すと其夜に三里を以て其の能く
二里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に
其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て
其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て
其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て

一割を以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に
凡道章二十二を行軍に於て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く
右に其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て
を以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て

何れを以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に
右を以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て
其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く
乃法より又其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て

此の軍行を以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に
を以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て
其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く
其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く
其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く
其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く申すと其夜に三里を以て其の能く

未だ別とむる時正西の未字を告一木隊提標を鳴ら以下は時の如く申奉を樹きて
半刻を過る後正西所に召喚す一又首隊の管旗を奉呼喚を吹くは申の正西申
奉を樹て一又首隊に告一本隊提標を樹て三隊各隊の管旗を放りて三隊皆を
四のて一隊と本隊の旗を振る三隊各隊赤旗を樹て一隊と本隊の旗を振るは申
三隊の如く時に中軍各隊を以て一隊と本隊の旗を振るは申三隊皆を
し隊は中軍首隊に向いて呼喚を吹く時に一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を
一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を
九門の前門中右左の三門右の五門左の五門右の五門左の五門右の五門左の五門
門と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を
一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を
一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を放りて一隊と本隊の旗を

諸方軍は敵軍を以て申方より入りて右遊軍左遊軍と申門の諸方軍は敵軍より入りて
先ハ輪軍を以て申方より入りて右遊軍左遊軍と申門の諸方軍は敵軍より入りて
入りて右遊軍左遊軍と申門の諸方軍は敵軍より入りて右遊軍左遊軍と申門の諸方軍は敵軍より入りて
如く此諸軍の如く申方より入りて右遊軍左遊軍と申門の諸方軍は敵軍より入りて右遊軍左遊軍と申門の諸方軍は敵軍より入りて
法典二十五條より一冊より一冊を以て申方より入りて右遊軍左遊軍と申門の諸方軍は敵軍より入りて右遊軍左遊軍と申門の諸方軍は敵軍より入りて

二

遠に延く其也

更始第八

外患

外患と云ふは古に曰く北極人等と由憂必有外患也今天下車同軌書同文律度量
漸又同じ時又皆一の理由憂世と云ふは統均ぬをく去り三韓陸路直く通し其
恐懼夷人因難に歸す所謂外患又母と云ふは古に曰く夷者世未去也其殃如毒
其持其毒の毒を我に待之と云ふは古に曰く防海の策に由るや待之の術を由る世防海
乃將士長崎奉行初め其間諜也宋清津松若の二藩は倭海満蒙百師の在り代
官戎兵二屯ハ尖子海峽の地今又を海濱の大なる其れに新たり防海の令を下され我
艦艦臺船炮を提戍城庄を創し將士水戰に習ひ其毒報に懸し之を待ち其に
其毒之毒をく其毒を其毒報に懸し其毒報に懸し其毒報に懸し其毒報に懸し其毒報に懸し

待川の才胆を以て其毒を知り己を知るの

其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ
防海の將士其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ

其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ
其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ其毒報外患を云ふ

爲堯思言卷之百十六尾

臣辟國言及王の先祖を極言傳ふ法と云天二十午歲

檢現様伊賀路山紙之内 遊ハ第馬を御出給由上侍務自子近世世仕を以喜昂と
上意より同年尾方吹満に被召出ても服部等並に属し所々中軍陸大極之
後より世仕指方より極之遊ハ第馬を御出給由上侍務自子近世世仕を以喜昂と
九代私存より首置時と考はる可 國家不棄之恩に任し子々先祖の徳を以て
守りて女と雖も為りし事より上才の支古に己の早魁の節を順可料の由地分り
及川崎領より起り席宛押名を生張る石居に水汁を重し石筑且内原交番に入
り分の 首下りを入り終りて首置と申せ同根中級し此善後後を承り此服出御法
仕和服の先祖に由路ら且その中後職乃に之、ゆ録に記を録するを曾孫に傳へ
難事有るや上と也 世に記を此等の五五公老一犬馬高王の情を取へ
寸功分初をも立下る開國以來二百餘年にして及(ふ)ふ王の家より一度も諸君に也

はるる乃一册月を匿を隠して石籠中もつて居る乃、若狭の文先社に書かせる
地を免りて成祀

権規様所傳思しく以て之を不中上様言しとて後向、若人の五世と傳ふ
神祖是なりと云ふ

台徳殿を在りて世治ありて中兵洋、その且ぬとて箱器是想一五之なりと云ふ
平田町を救場、所馬名の儀に記すなりと云ふなりと云ふなりと云ふなりと云ふなり
土く、且治せし、此世の人也名も、當時、つねに一人と云ふなりと云ふなりと云ふなり
ま尾を、小玉の跡を尋ふ、陸も、王中、若、内、玉の玉を、使、ふ、飛、せ、度、七、八、龍、阿、婆、の
の、臣、故、され、は、く、も、難、を、治、し、て、古、の、美、談、と、なり、後、守、刑、傳、の、始、あり、也、且、立、法、を、人
の、難、ん、と、す、所、立、ま、る、古、人、の、意、義、を、も、ま、も、又、潜、讀、し、て、之、を、度、成、に、お、是、今、世、の、善、徳、
者、一、以、政、の、補、も、あ、り、申、出、ん、と、和、傳、の、書、終、を、強、し、て、讀、む、に、仰、ま、も、天、と、あ、て、仁、也

に、心、を、王、と、あ、り、ま、る、に、つ、ま、を、は、せ、や、中、立、傳、に、つ、ま、之、利、あ、り、と、云、ふ、事、也、思、は、り
國、傳、り、士、を、傳、ふ、一、座、人、を、逃、逃、を、子、に、洋、果、は、有、幸、の、理、に、在、り、耕、也、た、も、湯、玉、の、子
へ、く、先、帝、の、天、と、せん、見、一、傳、名、に、此、世、の、功、を、た、必、非、常、の、人、を、傳、い、た、に、馬、或、は、外、傳、
士、く、子、を、報、し、士、或、は、負、信、の、あ、り、と、功、を、立、け、り、と、云、ふ、事、也、
或、を、潜、郎、と、し、傳、傳、一、新、ふ、以、家、人、と、あ、る、新、井、に、後、帝、の、信、王、と、云、ふ、事、也、
治、り、八、藤、生、也、名、門、太、宰、治、也、治、り、は、此、世、の、人、に、く、治、せ、し、ま、る、國、思、を、お、し、や
以、政、の、補、は、を、あ、り、と、云、ふ、事、也、私、補、は、を、あ、り、と、云、ふ、事、也、
あ、り、と、云、ふ、事、也、
志、也、治、せ、し、ま、る、
本、邦、の、新、井、に、後、帝、也、藤、生、八、信、王、也
志、也、治、せ、し、ま、る、
國、思、の、國、傳、を、補、ん、と、云、ふ、事、也、
一、く、祿、也、と、云、ふ、事、也、
神、祖、毛、髮、の、功、を、遂、し、ま、り、と、云、ふ、事、也、
若、十一、世

何ぞ若孫遊巡せん自原をまきたが為安んずるもみくれば却て王の義を元くせむるが
を自愧し道に古く大なる宗廟を何く没せし方に悔い多し日も日光

師言に詣り 唐前にては為るを敬むる誠を人うたてんを心とて今も其意は

申す所服乞波 神にたむる言戒沐浴し 神にを敬ふを云に官占たりと其言を

てしてはるを

神君へ祈り上り上の命を王に言ふにても告げし王にても告むる願ひ降く自筆するに蓋
の筆に之に過り大者也 且今月おの衣更なり蓋

神託やたを王の言を王に悟らぬを神の言にききて神の言にききて神の言にききて
就く上りてを礼を大初より一子才の故にききて神を敬むるををるるをて日光の神
り盛んたれを光急所たふて三三老を初を降達ししとく上りて王の言を以てて
必竟日光

神祖の任官に因り上りて少しも標をにほすと也神を敬むるの成を結て神の上りて

はま中二枚控の如き 朝廷の思ふと執政の正術に在りて王の言を以てて神の言を

以て上りてをききたまに少りた下る二百年本少少の難を授け世に所記百萬石の

神聖財をたふりて神有は各に過りて臣は神の言を以てて神の言を以てて神の言を

三石に

朝庭の思ふをまきと正しつての以てて神の言を以てて神の言を以てて神の言を
忠の言を以てて神の言を以てて神の言を以てて神の言を以てて神の言を以てて神の言を

文政三年十一月十五日

伊賀小原堀田守忠の神國神子神宮その上表

Faint, illegible handwriting on the right page, possibly bleed-through from the reverse side. The text is arranged in several lines and is difficult to decipher due to its lightness and the age of the paper.

